岡山大学病院診療情報開示要項において診療情報を不開示とする基準要項

制定 平成16年4月1日

岡山大学病院診療情報開示要項第4条第1項の規定に基づき,診療情報を不開示とする 基準を次のとおり定める。

以下の事由があると病院長が認める場合は、診療情報を開示しない。ただし、開示を行わない部分を可能な範囲で分離し、残りの部分について開示するように努めるものとする。

- 一 請求された診療情報が存在しない場合
- 二 請求された診療情報の開示が法令によって禁止されている場合
- 三 請求された診療情報を開示することにより、診療行為を著しく困難にする恐れがある場合
- 四 請求された診療情報が第三者によって作成されたものである場合
- 五 請求された診療情報が第三者によって作成された診療情報を含み、かつ、当該第三者が開示を拒否している場合であって、請求された診療情報が第三者の診療情報と一体になっており、請求された診療情報から第三者の診療情報を分離することが困難であるか、又は、分離する作業が病院の業務に支障を与える場合
- 六 請求された診療情報を開示することが、当該患者に危害を及ぼしうると考えられる 場合
- 七 成年の患者が意思能力を失った場合であって、患者が意思能力を有していたときに診療情報の開示を拒絶する意思を文書により、表明していた場合
- 八 請求された診療情報の開示により、人の生命あるいは安全に対する危険が予想される場合

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。